

		3 医療法人の設立の認可及び認可の取消しに関する事 と。	2 医療法人の業務若しくは会計状況の報告を徴し、又は立入検査をすること。	
5 医師その他の医療関係者に関する事 こと。		1 准看護師養成所を指定すること。 2 診療エックス線技師又は准看護師の免許を取消し、又は業務の停止を命ずること。 3 診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士又は歯科技工士の免許の取消し又は業務の停止について具申すること。	1 歯科技工士又は准看護師の試験を実施すること。 2 医師その他の医療関係者の業務の指導及び取締りをする事 こと。 3 医師法（昭和23年法律第201号）第7条、歯科医師法（昭和23年法律第202号）第7条又は、保健師助産師看護師法（平成13年法律第153号）第15条に規定する意見の聴取又は弁明の聴取の手續に関する事 こと。 4 准看護師養成所の学則等の変更を承認すること。	1 准看護師の免許を与える事 こと。 2 医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、歯科技工士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士又は視能訓練士の国家登録申請書を進達すること。 3 助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師の養成所の運営を指導すること。 4 各種証明書（試験合格証明書を除く。）を交付すること。
6 死体の解剖及び保存に関する事 こと。				
7 へき地保健医療に関する事 こと。				
8 保健学院に関する事 こと。				